

(書式 1 - 4 - 1 4)

解除条件付の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、その所有する次の不動産を、甥〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈する。但し、甥が工場の経営を辞めたときは、この遺贈は効力を失う。

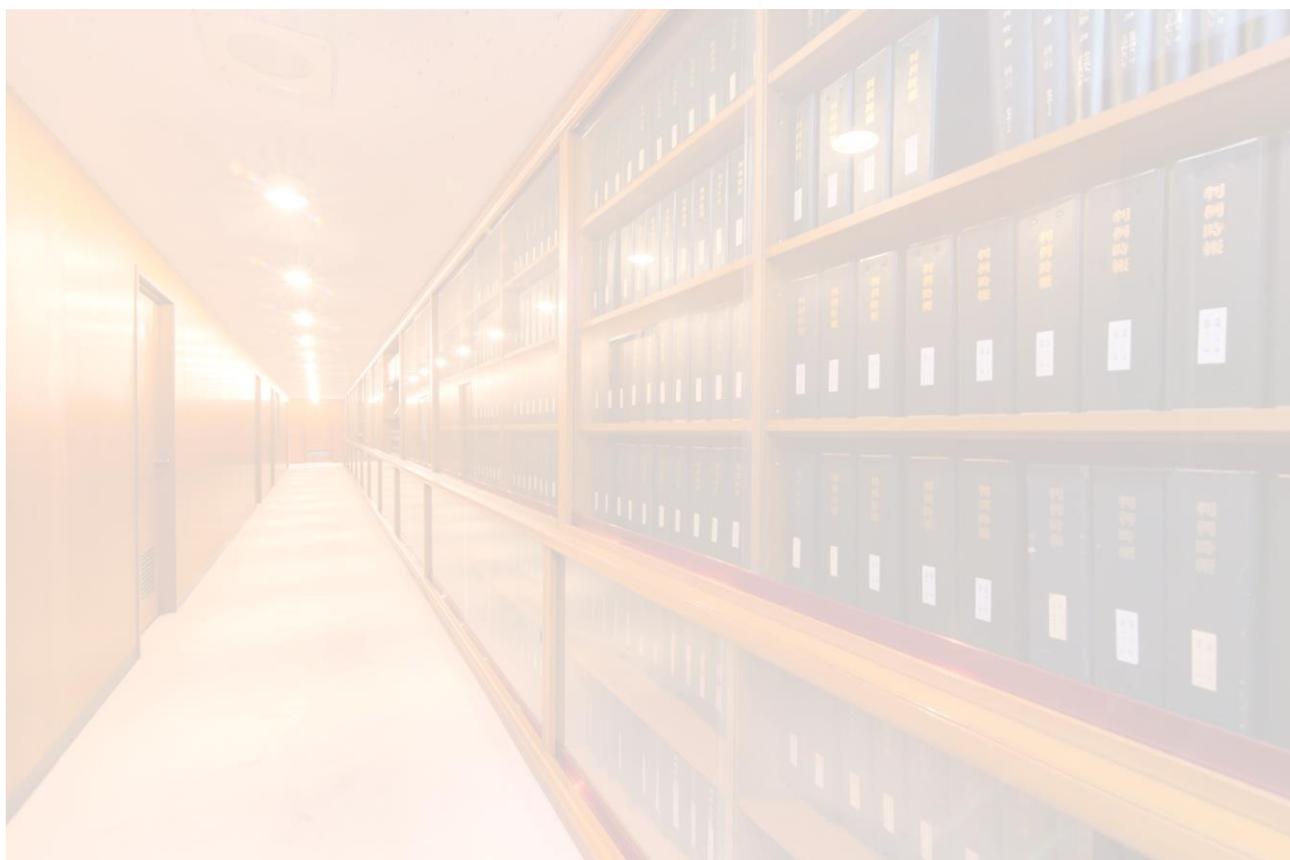
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺言者の死亡前に解除条件が成就したときは、解除条件付遺贈は無効となる。
遺言者の死亡後に解除条件が成就したときは、相続人がその権利を取得することになる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所